

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

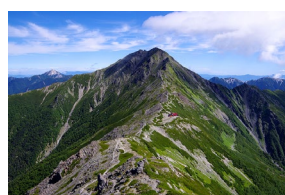
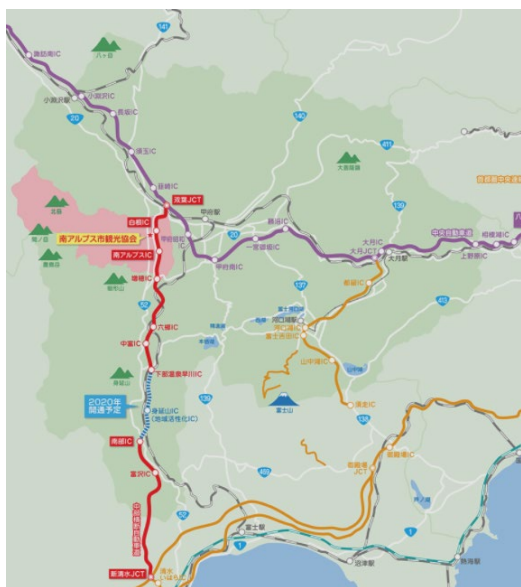
① 地域の概要・立地

南アルプス市（以下、「本市」という）は、平成15年4月1日に八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町の4町2村で合併し誕生している。本市は、山梨県の西側、南アルプス山麓に位置する自然に囲まれた地域であり、総面積264.14km²で、山梨県の面積の約5.9%を占めている。

南アルプスの主峰北岳を頂点とした東西に細長い形で、冬は寒さが厳しく、夏は気温が高い盆地特有の内陸性気候である。古くから富士川で舟運が行われ信州へ至る交通の要所として栄え、今でも個性的な地場産業や伝統文化が息づいているのが特徴である。又、果樹栽培が盛んに営まれて春から秋にかけてフルーツが実る果樹園は、この地方を代表する景色となっている。

その様な背景から本市の観光は、「さくらんぼ狩り」・「桃・すもも・ぶどう狩り」等の果物観光と日本第2位・第3位の高峰である北岳・間ノ岳等を中心とした山岳観光を主体に展開している。平成26年、南アルプスが「ユネスコエコパーク」に登録され注目を集め、令和3年8月には中部横断自動車道の増穂～清水JCT間の全線が開通した。現在、市内には中部横断自動車道南アルプスICと白根ICの2ヶ所が設置稼働している。また、中央自動車道甲府南ICへのアクセス道路として新山梨環状道路（南部区間）も整備開通したことから、首都圏、東海圏へのアクセス環境が整備され、観光客の誘客や取引先の拡大など地域経済への波及効果が期待される。

南アルプスIC入口の新産業拠点エリアには、令和6年6月にfumotto南アルプスが、翌年の令和7年4月には、コストコ南アルプス倉庫店が開店し、県内外から多くの集客を集めている。



第二位の高峰
「北岳」



夜叉神から望む
「白根三山」



サクランボ
全国でいち早い収穫を迎える



出荷量日本一「すもも」
「貴陽」世界一の重さ認定

②想定される地域の災害リスク

(洪水：地域防災計画)

本市の各河川は、高峻な山岳から短い流路延長を流下するため、平均河床勾配は比較的急勾配で、しかも脆弱な御坂層を流下するため、出水の都度多量の土石を伴って流れ、下流緩流部に堆積し、甲西地区・若草地区内において典型的な天井川を形成する。市之瀬川、滝沢川は天井川として広く知られている。

芦安地区は、地区の約97%が森林原野であり、その全域が傾斜度15°以上で、30°を超える急傾斜地が84.5%を占めている。このような地形や地質により、御勅使川、野呂川流域を中心として土石流発生危険区域や急傾斜地危険区域等の災害危険指定区域が全域にわたっており、集中豪雨、局地的豪雨による危険地域が各所に散在している。過去にも台風により陸の孤島と化したこともある。

また、甲西地区は、河川が数多くあり、豊富な水に恵まれているが、天井川が数多く存在することから、井路縁川が堰野川・秋山川の下をくぐり坪川に流入、長沢川が旧利根川の下をくぐり、五明川が坪川の下をくぐり横川に流入、横川が滝沢川の下をくぐるという特異なケースの川が多い。また、下流に天井川を形成しているため、大雨が降ると、しばしば浸水、冠水等の水害を被ってきた。また、御勅使川扇状地に位置する中央部及び東部地域は、大規模地震発生時には液状化の危険が極めて高いと予想される。

このような自然的条件にあるため、集中豪雨や台風来襲時にはしばしば水害に見舞われてきた。

近年における水害として記録に新しいものとしては、昭和34年8月14日の台風7号と同年9月26日～27日の台風15号(伊勢湾台風)であり、明治40年の大水害以来の大きな災厄をもたらした。

市内には、釜無川、御勅使川、滝沢川をはじめとする多くの河川が流れ、過去において幾度となく水害に見舞われてきたが、近年では、砂防ダムの建設や河川の改修により氾濫の危険性はかなり減少している。

(土砂災害：南アルプス市地域防災計画)

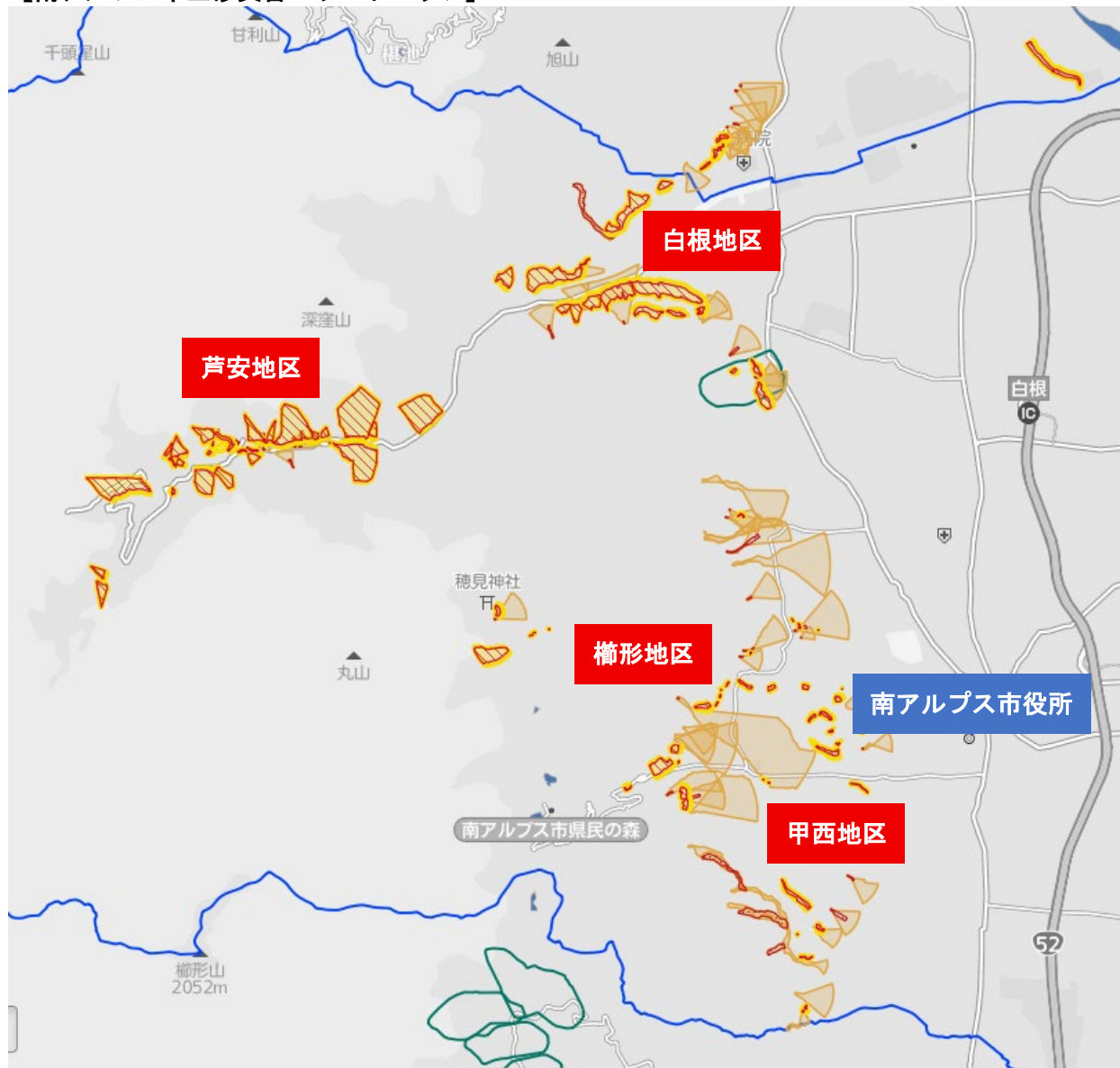
市内に107の土砂災害警戒区域(うち、93の土砂災害特別警戒区域)が指定された。土砂災害警戒区域は、土石流、急傾斜地の崩壊又は地すべりが発生するおそれがある区域をいい、土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域をいう。

市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、これら土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制を確立する。

<南アルプス市土砂災害警戒区域・特別警戒区域>

| 概ねの地域 | 自然現象の種類 | 箇所数 | 特別警戒区域 |
|-------------------|---------|-----|--------|
| 芦安地区(芦安芦倉・安通) | 急傾斜地の崩壊 | 27 | 27 |
| 芦安地区(芦安芦倉・安通) | 土石流 | 7 | 7 |
| 白根地区(塩前・大嵐・築山・須沢) | 急傾斜地の崩壊 | 15 | 15 |
| 白根地区(塩前・大嵐・築山・須沢) | 土石流 | 10 | 7 |
| 白根地区(飯野新田) | 地滑り | 1 | 0 |
| 楡形地区(平岡・上市之瀬・中野) | 急傾斜地の崩壊 | 16 | 16 |
| 楡形地区(平岡・上市之瀬・中野) | 土石流 | 16 | 11 |
| 甲西地区(湯沢・秋山) | 急傾斜地の崩壊 | 5 | 5 |
| 甲西地区(湯沢・秋山) | 土石流 | 10 | 5 |
| 合 計 | | 107 | 93 |

【南アルプス市土砂災害ハザードマップ】



(地震：南アルプス市地域防災計画)

被害をもたらした大地震としては、安政元年（1854年）の大地震と大正12年（1923年）の関東大震災及び平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震が挙げられる。

安政大地震（マグニチュード8.4）は、東海道沖を震源地として発生し、関東大震災（マグニチュード7.9）は、相模湾沖を震源地として発生し、山梨県内でも相当な被害を受け、本市においても家屋の損壊及び土地・道路等に大きな割れ目が見られた。また、東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0）は、東日本太平洋沖を震源地として発生したが、幸い県内では、大きな被害はなかった。

令和5年5月に山梨県が公表した「山梨県に被害を及ぼす地震」では、次の3種類の地震が想定される。

〈想定される巨大地震〉

(1) 南海トラフの震源とする地震

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、この南海トラフを震源とする巨大地震のことである。

この地震は、東側ケースと西側ケースに区分され、山梨県に近い東側ケースを対象とする。

震源域が広がると長周期振動と呼ばれる周期が長く遠くまで減衰しにくい長い振動が発生し、高層ビルやオイルタンクなどに深刻な被害を及ぼす危険性も生じる。今後30年以内のM8以上の地震発生確率は70～80%である。

(2) 首都直下地震

M7クラス（立川市直下地震）

関東山地東部から武蔵野台地西部にかけて分布する断層帯を震源とする地震のことであり、今後30年以内の南関東地域のどこかでM7程度の地震発生確率は70%程度である。

【参考】M8（相模トラフ）

フィリピン海プレートと北米プレートが接する区域を「相模トラフ」といい、この相模トラフを震源とする地震のことである。今後30年以内の地震発生確率は、ほぼ0～6%である。

(3) 活断層による地震

① 糸魚川－静岡構造線断層帯（中南部・南部）

地震本部の「主要断層帯」の一つ。山梨県への影響が大きい2つの区間を対象とした。

ア 断層帯中南部（M7.4（Mw6.8））

長野県北部から諏訪湖付近を經由して山梨県南部にかけて延びる糸魚川－静岡構造線断層帯のうち、長野県岡谷市から山梨県北杜市に至る長さ約33kmの区間で、今後30年以内の地震発生確率は0.9～8%である。

イ 断層帯南部（M7.6（Mw7.0））

山梨県北杜市から早川町に至る長さ約48kmの区間で、前回想定では「釜無川断層地震」として想定した。今後30年以内の地震発生確率はほぼ0～0.1%である。

② 曾根丘陵断層

甲府盆地の南縁に位置する「主要活断層帯」の一つであり、今後30年以内の地震発生確率は1%である。

③ 身延断層

山梨県南巨摩郡身延町、南部町、静岡県富士宮市付近にかけて北北西から南南東方向に延びる「主要活断層帯」の一つであり、今後30年以内の地震発生確率は不明です。

④ 塩沢断層帯

箱根山北西縁付近から丹沢山地の南西縁まで伸びる「主要活断層帯」の一つである。今後30年以内の地震発生確率は、4%以下である。

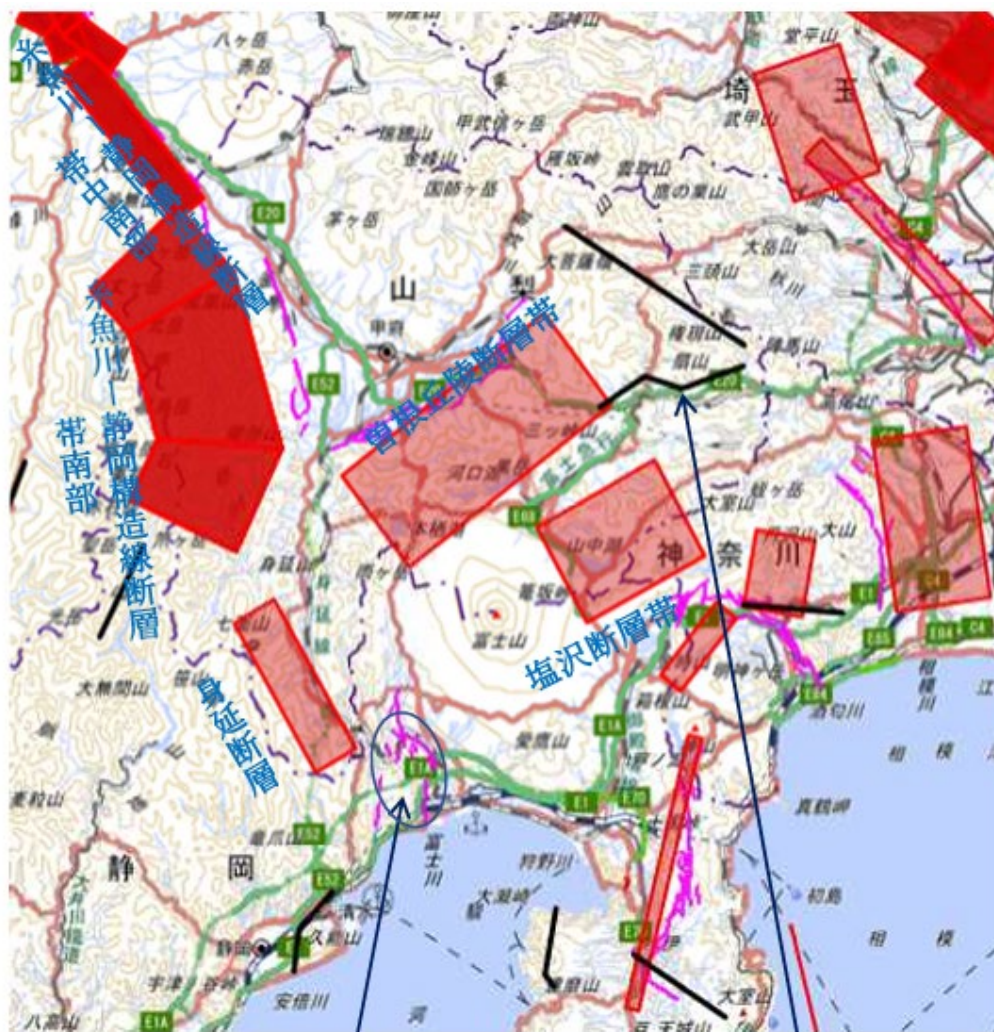
⑤扇山断層

笛吹市から大月市にかけて山梨県東部に延びる「藤の木ー愛川断層」の一部であり、地震本部では単独の震源断層モデルとしては設定されていないが、東京方面へのアクセス（国道 20 号線）への影響を考慮して対象とした。

⑥富士川河口断層帯

富士山の南西山麓から富士川の河口付近にかけて、ほぼ南北に延びる活断層帯で、今後 30 年以内の地震発生確率については、過去の活動時期などについて、二つの可能性が考えられることから、地震規模M7. 2が10～18%と地震規模M8. 3が2～11%の二つのケースに分けて評価されている。

想定地震の位置

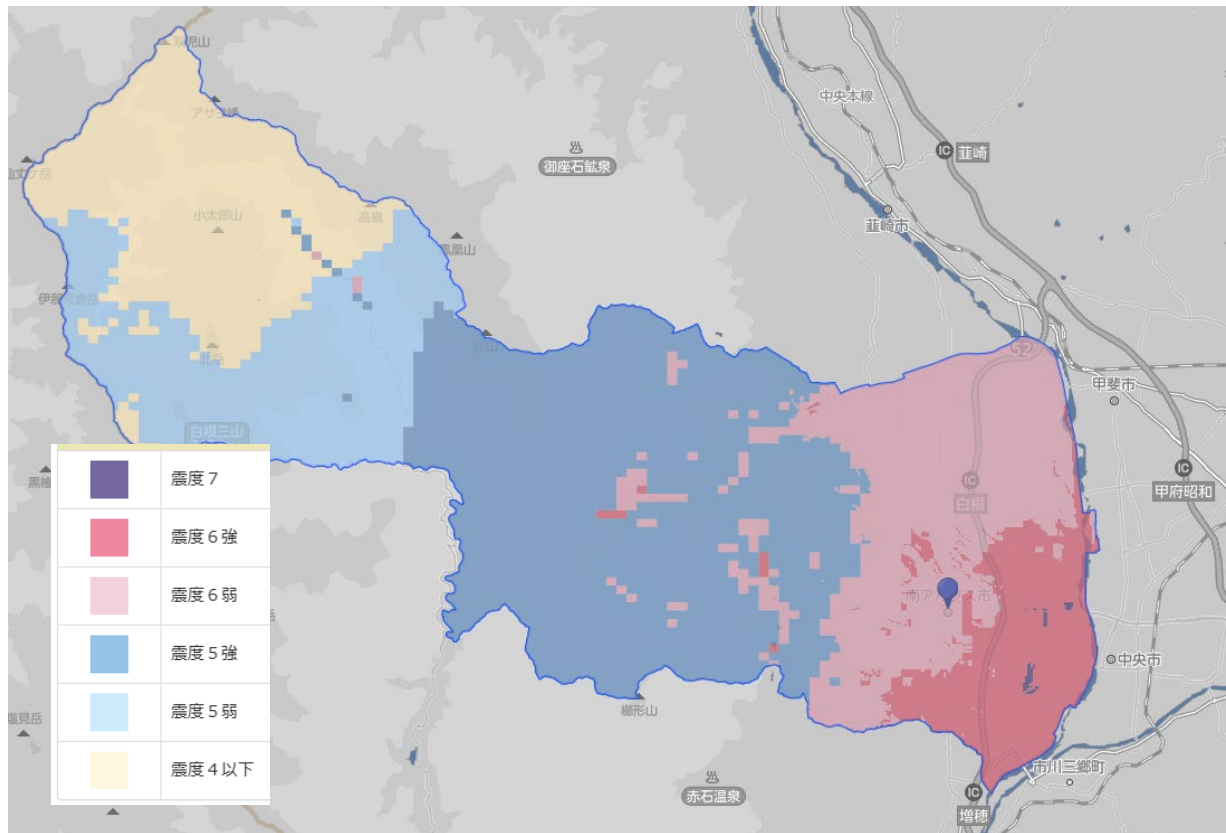


「富士川河口断層帯」は、断層モデル化されていない。

この範囲について、「扇山断層」として震源断層を設定する。

図 2.1-6 J-SHIS に示された主要活断層帯の断層モデル
基本は、「震源を特定した地震動予測地図（シナリオ地震動予測地図）」に同じ。

南海トラフ地震に係る想定震源域等



(感染症)

感染症発生時において、南アルプス市の新型インフルエンザ等対策行動計画および地域防災計画に基づき、地域事業者の事業継続を図るための支援体制を強化する。具体的には、国・県・医療機関との連携による迅速かつ正確な情報提供、事業者への相談支援、物資確保支援、非対面型サービス等の導入支援を行い、操業停止リスクの最小化と地域経済への影響抑制を目指す。また、平時からの予防啓発と支援制度の周知を通じて、感染症に強い経営環境を整備する。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 2,366人(令和7年4月1日現在)
- ・小規模事業者数 2,087人(令和7年4月1日現在)

【地区別内訳】

| 支部 | 地区 | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考 |
|-----|--------|-------|---------|-----------------|
| 八田 | 八 田 | 285 | 248 | 最大規模降雨による浸水想定区域 |
| 白根 | 巨 摩 | 105 | 101 | |
| | 倉庫町 | 127 | 112 | |
| | 百 田 | 133 | 127 | |
| | 今諏訪・西野 | 118 | 95 | 最大規模降雨による浸水想定区域 |
| | 源・飯丘 | 118 | 111 | 土砂災害特別警戒区域 |
| 芦安 | 芦 安 | 24 | 23 | 土砂災害特別警戒区域 |
| 若草 | 三 恵 | 131 | 118 | |
| | 藤 田 | 150 | 137 | 最大規模降雨による浸水想定区域 |
| | 鏡中条 | 112 | 106 | |
| 楡形 | 小笠原南 | 136 | 119 | 一部地域に土砂災害警戒区域 |
| | 小笠原中 | 101 | 92 | |
| | 小笠原北 | 69 | 60 | |
| | 楡形北 | 129 | 117 | 一部地域に土砂災害警戒区域 |
| | 楡形豊 | 154 | 138 | |
| 甲西 | 五 明 | 133 | 96 | |
| | 大 井 | 111 | 96 | |
| | 南 湖 | 170 | 137 | 最大規模降雨による浸水想定区域 |
| | 落 合 | 60 | 54 | 一部地域に土砂災害警戒区域 |
| 合 計 | | 2,366 | 2,087 | |

【業種別内訳】

| 業種大分類 | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考 |
|-----------------|-------|---------|---------|
| 農業・林業 | 67 | 67 | 市内全域に分布 |
| 漁業 | 0 | 0 | 市内全域に分布 |
| 鉱業・採石業・砂利採取業 | 6 | 4 | 市内全域に分布 |
| 建設業 | 637 | 620 | 市内全域に分布 |
| 製造業 | 288 | 216 | 市内全域に分布 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 5 | 4 | 市内全域に分布 |
| 情報通信業 | 16 | 11 | 市内全域に分布 |
| 運輸業・郵便業 | 73 | 52 | 市内全域に分布 |
| 卸売業・小売業 | 418 | 335 | 市内全域に分布 |
| 金融業・保険業 | 11 | 5 | 市内全域に分布 |
| 不動産業・物品賃貸業 | 62 | 54 | 市内全域に分布 |
| 学術研究・専門・技術サービス業 | 94 | 89 | 市内全域に分布 |
| 宿泊業・飲食サービス業 | 198 | 187 | 市内全域に分布 |
| 生活関連サービス業・娯楽業 | 210 | 204 | 市内全域に分布 |
| 教育・学習支援業 | 37 | 29 | 市内全域に分布 |
| 医療・福祉 | 79 | 74 | 市内全域に分布 |
| 複合サービス事業 | 4 | 2 | 市内全域に分布 |
| サービス業 | 161 | 134 | 市内全域に分布 |
| 合計 | 2,366 | 2,087 | |

(3) これまでの取組

①南アルプス市の取組み

(a) 地域防災計画の策定

山梨県では、平成21年の土砂災害警戒体制の整備並びに土砂災害警戒情報の発信に関する事項の追加、被災者生活再建支援制度の改訂のため、同年に山梨県地域防災計画の改定をはじめとし、平成27年策定の「山梨県強靱化計画」の基本目標を踏まえ、防災対策の推進が図られている。

これを受け、南アルプス市防災会議では、風水害に係る水防計画及び体制の見直し並びに土砂災害への対応、組織変更への対応、物資機材の備蓄数量や協定の締結等を反映し、平成23年3月の東日本大震災以来、同震災の教訓を反映、及び「山梨県地域防災計画」との整合を図るため、毎年、「南アルプス市地域防災計画」の見直しを実施しており、直近の改訂は令和7年5月に行なった。

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき南アルプス市防災会議が策定する計画であり、当市の地域に関する災害対策に関し、南アルプス市、県及び関係機関、公共的団体がその有する全機能を有効に発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

(b) 第3次南アルプス市総合計画による防災・減災に関する施策の推進

第3次南アルプス市総合計画では、「人がつどい 次世代につなぐ 活力あふれるまち 南アルプス」を将来像に設定し、自然と暮らしが調和した幸せ共感都市を目指したまちづくりに取り組んでいる。

市では、第3次総合計画に基づき、災害による被害を最小限に抑制し、市民及び地域経済の安全性と継続性を確保することを目的として、防災・減災施策を推進している。市は、災害の完全な回避は困難であるとの認識のもと、「減災」を基本理念に掲げ、水路・河川の適切な維持管理や大規模河川の治水対策を計画的に実施している。また、ハザードマップ等を活用した情報発信を強化し、行政の「知らせる努力」と住民・事業者の「知る努力」が相互に作用する体制づくりを進めている。

あわせて、自主防災会の活動支援、防災資機材の整備助成、防災リーダーの育成、防災講習会の開催等を通じて、自助・共助・公助の連携強化を図っている。さらに、消防団の機能強化や救急・消火体制の充実など、災害発生時の初動対応力の向上にも取り組んでいる。

これらの施策により、市域全体として災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域企業に対して事業継続計画（BCP）策定の重要性を周知し、事業継続力向上を支援する環境の整備を推進している。

<総合計画での防災・減災施策方針>

1. 「減災」を基本理念に据えた防災施策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるため、「減災」の考え方を防災の基本理念に掲げて、様々な防災施策を進めると明記。

2. 自主防災組織の強化と住民参加の促進

自主防災組織への交付金、防災資機材整備支援を通じて 非常用備蓄品の充実 を図る。

防災講習会により 防災リーダーの養成 や地域防災力向上を推進。

地区防災計画は「自助・共助」を中心とした自発的な計画だが、策定が進んでおらず、推進が課題。

3. 水路・河川整備と治水対策の推進

大雨時を想定した水路・河川の適切な整備、大規模河川の治水対策を進め、安全・安心の確保につなげる。

4. 行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」の両立

ハザードマップ等を通じて、行政の情報発信（知らせる努力）と住民側の情報収集（知る努力）の相乗効果で、「自助・共助・公助」がバランスよく連携する防災まちづくりを目指す。

5. 災害に強いまちの将来像

行政・自主防災会・防災リーダー・消防団・関係企業等が連携した 防災体制の整備が進むこと。道水路・河川施設の適切な維持管理により、市民の安全・安心が確保されること。

6. 事業者の役割

市民は備蓄や防災訓練への参加、消防団への協力が求められる。

事業者は物資提供、BCP策定、消防団活動への配慮が求められる。

②南アルプス市商工会の取組

(a) 事業者BCPに関する国の施策の周知

小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識・理解していただくため、国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」の小冊子や新たに防災・減災に取り組む管内小規模事業者への専門家派遣（ハンズオン支援）について会合や会報等を通じて、当会役員・会員を中心に防災知識の普及啓発・周知を行ってきた。

また、巡回訪問時に小規模事業者に対して、関係資料の配布・周知をはじめ、当会の情報発信ツールである当会ホームページや会報において、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。

(b) WEBを活用したBCP策定セミナーの受講促進と計画策定事業者への支援

当会主催のBCP策定セミナーの開催をはじめ、WEBを活用したBCP策定セミナーの受講を通年提供・活用推進するとともに、策定事業者へ個別相談や計画内容の確認支援を行い、地域企業の事業継続力向上を図る取組を推進している。

(c) 損害保険への加入促進

全国商工会連合会では、「中小企業PL保険制度」、「ビジネス総合保険制度」、「全国商工会情報漏えい保険」、「業務災害補償プラン」、「商工会の休業補償制度」について各損害保険会社と業務提携し、制度運営・普及の促進を行っている。また小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクヘッジ対策として、山梨県商工会連合会等と連携した普及・加入促進を行っている。

(d) 防災備蓄品

携帯ラジオ、懐中電灯、ブルーシート、予備乾電池、簡易テント、拡声器、笛、軍手、車載スマホ充電器、コンロ、工具類、スコップ、ポリバケツ、タオル、ライター、ゴミ袋等をそれぞれ備蓄している。

II 課題

・BCP策定の優先度低下と専門性の高さが阻害要因となっている現状

災害リスクの具体的想定や、事業継続が企業価値向上につながる理解が十分でなく、優先度が低く位置づけられていることや、被害想定、代替手段、重要業務の特定など専門的要素が多く、事業者自身で作成するには負担が大きい。

・災害直後の関心の高まりが継続せず、BCPの優先度が低下する課題

大きな災害等の発生時には、BCP計画等の作成意識は高まるが、時間の経過と共に通常業務に忙殺され、取り組みの優先順が低くなってしまいう傾向が強い。

・BCP策定後の計画見直しや訓練実施が進まない継続性の課題

事業者BCPを策定済の事業者であっても、計画の見直しや、実践訓練まで実施しているものは少ないと思われる。

・災害時の情報連携体制が未整備で、緊急時対応が不十分な現状

災害時の情報提供や情報収集は、市をはじめとする各関係機関との連携が不可欠であるが、現状では、緊急時における具体的な連携体制が整備されていない。

Ⅲ 目標

当市の「減災」を基本理念とする防災施策と連動し、地域事業者の自助・共助・公助の機能強化を図ることを目標とする。商工会は市と連携し、ハザード情報の周知、BCP策定支援、発災時の応援・情報共有体制の構築に取り組み、災害に強い地域経済基盤の形成を推進する。

特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組を行う。

さらに、令和2年初頭から全世界に甚大な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、自然災害対応と併せて感染症対策の強化にも取り組む。平時からの感染症対策体制の整備、発生時における迅速な拡大防止措置、関係機関との連携体制の構築を進め、事業者が危機時においても事業活動を継続できる環境を整える。

1. 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

当市の「減災」を基本理念とする防災施策と連動し、事業者が自助・共助・公助の視点から事業継続を図れるよう支援体制を強化する。災害・感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家・損保会社・関係機関との連携により個別支援体制を整備し、小規模事業者のBCP策定および定期的な見直し支援を推進する。

2. 被害の把握・報告ルートの確立

大規模自然災害および感染症発生時における迅速な情報共有を図るため、当市および関係機関との間で被害情報の収集・報告ルートを体系的に整備する。平時から連絡体制の確認を行い、発災時には早期に支援判断が可能となるよう、円滑な情報伝達体制を構築する。

3. リスクファイナンスを活用したBCP対策の啓発

災害・感染症等による事業中断リスクに備え、共済・保険制度等を活用したリスクファイナンスの重要性を周知する。山梨県商工会連合会作成の「リスクチェックシート」を活用し、事業者が自らのリスクを把握し、事業継続に必要な資金確保策を適切に検討できるよう啓発を行う。

4. 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

自然災害および感染症の両面に対応できる支援体制を確立するため、平時から商工会内部の役割分担体制、市との連携体制、関係機関との協力体制を整備する。発災時には、応急対応・事業再開支援・復興支援を迅速に実施できるよう、必要な手順や情報共有の仕組みを構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

2026年(令和8年)4月1日 ～ 2031年(令和13年)3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・商工会と市による役割分担と体制を協議し、連携する中で以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

1 小規模事業者への災害・感染症リスクの周知強化

1-1 巡回支援・窓口相談によるリスク提示と事前対策助言

- ・商工会職員による巡回および窓口支援により、管内ハザードマップ等を活用し、企業所在地の災害リスクを可視化し、事前に必要な取組や有効な対策を説明し、事業者の自助力向上を図る。

1-2 広報媒体・WEBセミナーを活用した普及啓発

- ・広報誌「アルピー通信」、市広報誌、ホームページ等を通じ、国の制度やリスク回避策を周知
- ・WEBを活用したBCP策定セミナーを活用した事業継続力計画策定への意識醸成の強化
- ・BCP先行事例（動機・課題・メリット等）を紹介し、未策定事業者の策定促進につなげる。

1-3 広域合併市の特性を踏まえた支援ネットワーク形成

- ・災害時の迅速な状況把握と支援体制構築のため、全事業者を対象に「災害時レスキュー活動参加意向調査」を実施する。

2 商工会自身の事業継続計画（BCP）の整備

- ・令和8年度に計画する「南アルプス市商工会第6次中期計画」の策定と併せ、これまでの都度対応として作成していたマニュアルを、令和9年3月までに商工会自身の事業継続計画としてまとめ、商工会事業継続計画として策定する。

3 関係団体等との連携強化と支援体制構築

3-1 関係機関との連携ワーキング会議の設置

- ・行政・商工会に加え、警察、消防、医療機関、ライフライン企業、重機・ドローン事業者、食品企業、アプリ開発企業、保険会社等を招聘する。
- ・災害時の支援体制を多機関で共有し、連携強化を進める。

3-2 支援行動マニュアルの策定

- ・自然災害および感染症への対応を含む総合的な支援行動マニュアルを整備し、発災時の応急・復旧支援を迅速化する。

4 フォローアップ

4-1 アンケート結果を活用した伴走型個別支援体制の強化

- ・管内小規模事業者に対し、事業者BCP等の取組み状況を把握するため、アンケート調査を適宜実施する。これにより得た情報（進捗状況／進まない理由／課題）をもとに、商工会職員と専門家が連携したフォローアップ支援を実施する。

4-2 専門家を交えた支援体制協議とマニュアル改善の推進

- ・ 通常業務（窓口・巡回）、さらに前述複数アンケート調査にて得た情報をもとに、行政と商工会で構成するワーキング会議に有識者・専門家を招聘し、管内小規模事業者および地域住民が必要とする支援メニュー・実施体制を協議し、災害時における支援行動マニュアルの改善を行う。

5 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 災害種類（地震・水害・雪害・感染症等）と被害レベル、さらに災害発生時期（季節と時間）を想定し、防災の日（9月上旬）において、地域全体で災害時行動マニュアルの機能性を検証する。

6 その他の取組

情報提供：災害アプリによる各エリア避難場所／ライフライン復旧状況／医療体制等
情報入手：ドローン飛行による各エリア被災状況をリアルタイムに確認
備蓄確認：水・食料・防寒器具・衛生物資などの数量／消費期限／保管状況／使用方法
AED（自動体外式除細動器）／数量
ライフライン復旧：
除雪および停電などに対応する支援企業及び重機保有企業への協力要請系統の確認

〈2. 発災後の対策〉

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後、2時間以内にメール、SNS等を活用し、当会、本市商工振興課それぞれが、できるだけ次の項目について確認を行う。

（安否確認の際の収集情報）

- (1) 職員・家族の被災状況
- (2) 近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況
- (3) 出勤できる状態かどうか
（できるだけ情報を集めることとする）

- ・ 感染症流行や、インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、本市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・ 当会と南アルプス市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 方針決定は2者間で協議し、応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

【被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）】

| 被害規模 | 被害の状況 | 想定する応急対策の内容 |
|-----------|---|--|
| 大規模な被害がある | ○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない | 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務 |
| 被害がある | ○地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 | 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握 |
| ほぼ被害はない | ○目立った被害の情報がない。 | 特に行わない |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【情報共有の頻度】

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する

| | |
|-----------|--------------|
| 発災後 ～ 1週間 | 1日に2回程度共有する |
| 2週間 ～ 3週間 | 1日に1回程度共有する |
| 4週間 ～ 2ヶ月 | 3日に1回程度共有する |
| 2ヶ月以降 | 1週間に1回程度共有する |

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

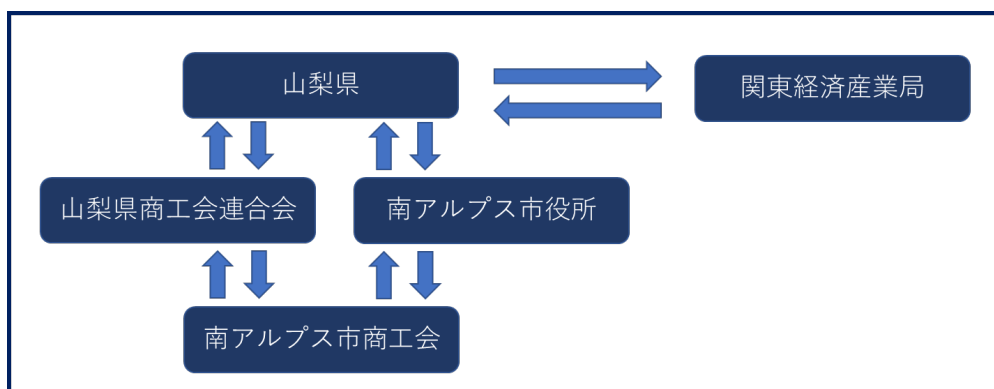
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）については、「商工会災害システム」を活用し、収集把握する項目は次の通りとする。

【商工会災害システム把握・入力項目】

| 項目 | 内容 |
|----------|--|
| 企業名・事業所名 | 被害を受けた企業・事業所の名称 |
| 地区名 | 被害を受けた企業・事業所の地区 |
| 人的被害状況 | ・経営者・家族・従業員 (軽傷、重傷、行方不明、死亡) |
| 物的被害状況 | ・店舗工場（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等） ・社長自宅（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等） ・商品・機械・器具備品・車両 |
| 被害額（円） | ・被害状況の確認方法、被害額の算定方法については、あらかじめ確認しておく |
| 写真 | 被害を受けた状況 |
| 備考 | 企業の業種、必要な物資、要望事項等 |

- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市が共有した情報を、山梨県の指定する方法にて当会又は当市より山梨県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を山梨県の指定する方法にて当会又は当市より山梨県へ報告する。

【被害状況の報告体制】



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

①相談窓口の開設

当会は、本市と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。

感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の情報提供や支援が行える相談窓口の開設等を行う。

②被害状況の確認

発災後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

| 段階 | 時間経過 | 被害調査の内容 | 確認の方法 |
|----|-----------------|---------------------------------------|---------------------------------|
| 1 | 発災直後 ～2日程度 | 安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者) | 役職員を対象に携帯電話・メール |
| | | 大まかな被害の確認調査 (職員 参集可否・居住地周辺 被害状況) | 役職員や被災区域の事業者を中心として 携帯電話等による聞き取り |
| 2 | 安全確認後 ～7日程度 | 直接被害の確認調査 (非住宅被害・店舗被害) | 管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り |
| | | 間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等) | |
| 3 | 発災3日後 ～14日程度 | 経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等) | 管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り |
| | | 間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等) | |

③被災事業者施策の周知

応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市等の施策)について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

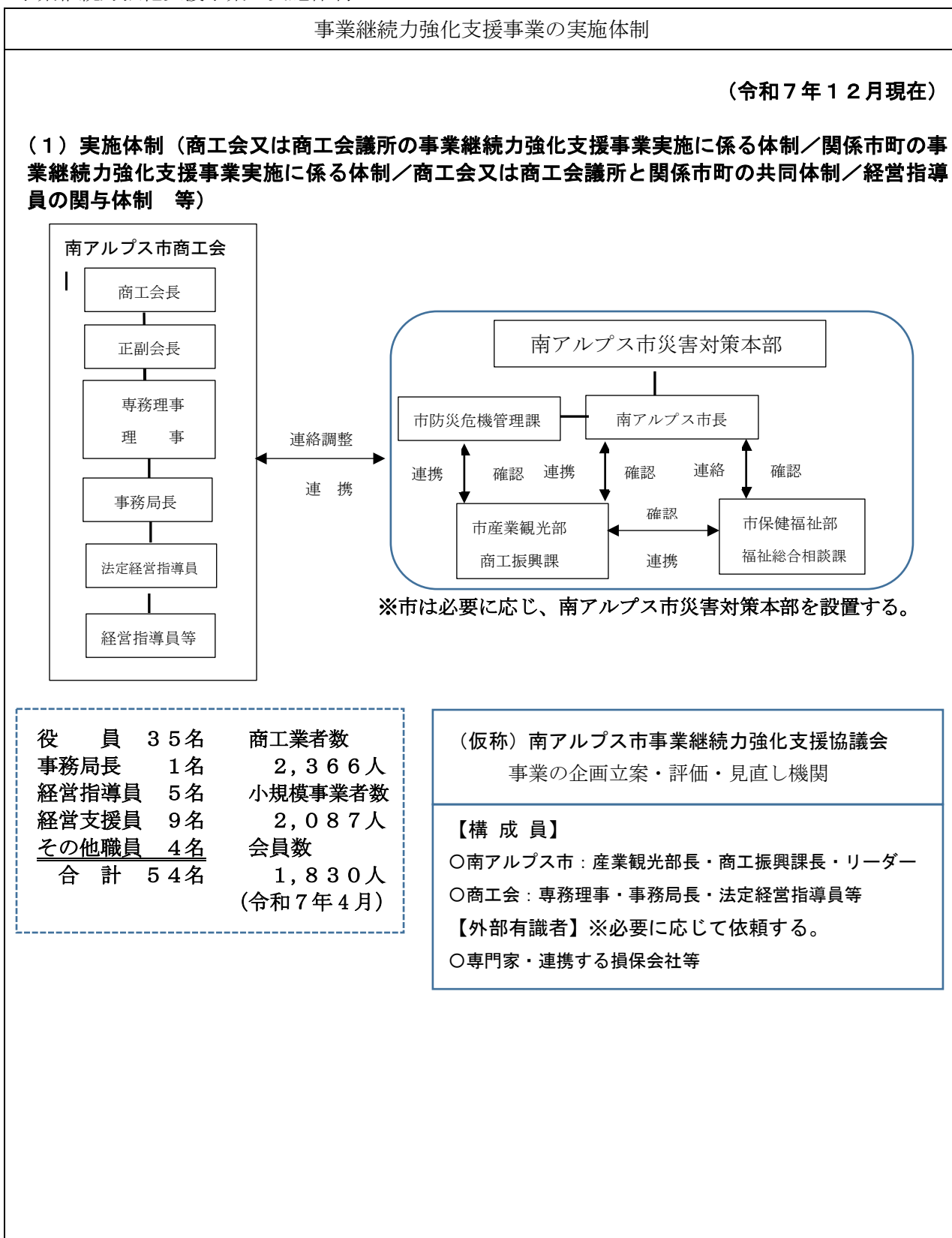
- ・ 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 向山繁樹（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

- ・本支援計画の推進に当たり、市・商工会が常に現状と課題等を共有しながら、適宜適切な改善を行う。（1年に1回以上）
- ・法定経営指導員、及び経営指導員は、山梨県商工会連合会等が開催する研修会に参加し、支援ノウハウの習得や支援事例の収集等を図る。
- ・必要に応じて、中小企業診断士等の専門家や損害保険会社と調整を図りながら、一般職員も含めた職員研修会を開催（年1回程度）し、幅広い情報の提供と具体的な支援方法等についてアドバイスを行う。
- ・年1回、（仮称）南アルプス市事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点等を協議する。

(3) 商工会・関係市町連絡先

①商工会

南アルプス市商工会
〒400-0337 山梨県南アルプス市寺部9 7 1 番地
TEL:055-280-3730 FAX:055-280-3731
e-mail:m-alps@shokokai-yamanashi.or.jp

②関係市町

南アルプス市役所 産業観光部 商工振興課
〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原3 7 6 番地
TEL 055-282-2188（直通） / FAX 055-282-6279
e-mail:shoko@city.minami-alps.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|---------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 必要な資金の額 | 550 | 550 | 550 | 550 | 550 |
| 啓発・広報費 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| BCP作成支援 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 |
| 環境整備費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|-------------------|
| 市町村補助金／商工会事業引当金繰入 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
|--|
| <p>①山梨県商工会連合会 会長 岩下 和彦 〒400-0035 山梨県甲府市飯田2丁目2-1 中小企業会館3階</p> <p>②山梨県火災協同組合 理事長 岩下 和彦 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-37</p> <p>③東京海上日動火災保険株式会社 代表取締役 城田 宏明 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-28 甲府東京海上日動ビル 5階</p> <p>④あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 新納 啓介 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3丁目20-5 あいおいニッセイ同和損保甲府ビル2階</p> |
| 連携して実施する事業の内容 |
| <p>①業務上の巡回相談時や窓口相談時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済制度等の加入の確認を行い、未加入事業所には共済制度に係る説明や保険会社等と連携したリスク回避に備えた支援を実施する。</p> <p>②山梨県商工会連合会が連携協定を結ぶ、山梨県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険(株)及びあいおいニッセイ同和損害保険(株)にリスク管理の専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや個別相談会の開催や損害保険会社の紹介等も行う。</p> <p>③その他BCP・事業継続力強化支援計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携しながら実施する。</p> |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| <p>①、②、③とも、専門家の見地から自然災害・感染症等のリスクに備え、事前に必要と考えられる保険の加入確認。また、有事の際を見据えた準備の再確認等、対応に備える各種支援機会を提供していく。</p> <p>具体例として、自然災害・感染症リスクに係る</p> <ul style="list-style-type: none">・商工会会員事業者等に対する災害・労務リスク対策のノウハウ提供・商工会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供・災害・労務リスク対策セミナー、個別相談会の共同開催及び講師派遣・災害・労務リスク対策ツールの提供等 <p>また、有事の際には、迅速に復旧できるよう、その課題について緊密な情報交換を図り、本計画に基づく具体的な再起支援を実施する。</p> |

連携体制図等

